

第十一節 出願と同時にする手続の方式

I 発明の新規性喪失の例外の規定の適用を受けようとする場合

1. 発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする場合の手続（特30(2)(3)）

- (1) 願書の「【整理番号】」の欄の次に「【特記事項】」の欄を設けて「特許法第30条第2項の規定の適用を受けようとする特許出願」と記載します。
- (2) 証明書の提出は「新規性の喪失の例外証明書提出書」（特施規27の3の2、様式第34）に証明書を添付して行います。
なお、証明書の提出は出願の日から30日以内にしなければなりません。
- (3) 分割出願、変更出願又は実用新案登録に基づく特許出願において、原出願で提出された「発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けようとする旨を記載した書面」及び「発明の新規性の喪失の例外の適用を受けるための証明書」は、新たな特許出願と同時に提出されたものとみなされます（特44(4)、46(6)、46の2(5)）。
- (4) 国内優先権の主張を伴う出願の場合に、先の出願について提出した「発明の新規性の喪失の例外の適用を受けるための証明書」が、変更を要しないものであるときは、その旨を願書に記載してその提出を省略することができます（特施規31(1)）。

(5) 新規性の喪失の例外証明書の提出期間を徒過した場合の救済措置

証明書の提出期間内に新規性の喪失の例外証明書を提出することができない場合であっても、証明書を提出する者にその責めに帰することができない理由がある場合は、その理由がなくなった日から14日（在外者にあつては2月）以内で、その期間経過後6月以内に限り新規性喪失の例外証明書の提出が認められます（特30(4)）。

その際、上申書又は新規性喪失の例外証明書の【その他】の欄において、当該手続をすることができなかつた理由が「出願人等の責めに帰することができない理由」に該当することを具体的かつ十分に記載し、その記載した事実を裏付ける証拠書類を提出しなければなりません。

〔記載例〕

【書類名】	特許願
【整理番号】	P〇〇〇〇〇〇〇－〇〇
【特記事項】	特許法第30条第2項の規定の適用を受けようとする特許出願
(【提出日】	令和〇年〇月〇日)

〔記載例〕 「発明の新規性の喪失の例外の適用を受けるための証明書」の提出を省略する場合

【提出物件の目録】

【物件名】	特許請求の範囲	1
【物件名】	明細書	1
【物件名】	図面	1
【物件名】	要約書	1
【物件名】	発明の新規性の喪失の例外の適用を受けるための証明書	1

【援用の表示】 変更を要しないため省略する。